

知事の認可事項及び私立学校審議会に対する付議事項

学教法：学校教育法、私学法：私立学校法、振興助成法：私立学校振興助成法

○学校に関する事項

認可事項	審議会への付議	
	付議の有無	根拠法令
私立学校の設置、廃止等		
学校（幼・小・中・義務・高・中等・特支）	○	私学法第7条第1項
高等学校※の課程（全日制・定時制・通信制）	○	私学法第7条第1項
高等学校※の学科	○	私学法第7条第1項
特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部	○	私学法第7条第1項
特別支援学校の高等部における通信教育	○	私学法第7条第1項
私立専修・各種学校の設置、廃止 （私立専修学校の課程の設置、廃止を含む）	○	私学法第152条第1項(専修) 私学法第152条第2項(各種)
私立学校の設置者の変更	○	私学法第7条第1項
私立専修・各種学校の設置者の変更	○	私学法第152条第1項(専修) 私学法第152条第2項(各種)
私立高等学校※の広域の通信制課程に係る学則の変更 （軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く）	○	私学法第7条第1項
私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更	○	私学法第7条第1項
私立学校の閉鎖命令	○	私学法第7条第1項
私立専修・各種学校の閉鎖命令	○	私学法第152条第1項(専修) 私学法第152条第2項(各種)
私立専修学校の目的の変更	○	私学法第152条第1項

※中等教育学校の後期課程を含む。

○学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む）に関する事項

認可事項	審議会への付議	
	付議の有無	根拠法令
1 収益事業の種類の設定	○	私学法第19条第2項
2 寄附行為の認可	○	私学法第24条第1項
3 寄附行為の補充	○	私学法第25条第2項
4 学校法人の寄附行為変更の認可 （文部科学省令で定める事項に係るものを除く）	—	
5 解散の認可又は認定 （私学法第109条第1項第1号、第3号に掲げる事項）	○	私学法第109条第4項
6 合併の認可	—	
7 措置命令	○	私学法第133条第2項
8 収益事業の停止命令	○	私学法第134条第2項
9 解散命令	○	私学法第135条第2項
10 組織変更の認可	○	私学法第152条第9項、第10項
11 収容定員超過の是正命令	○	振興助成法第12条の2
12 予算の変更勧告	○	振興助成法第13条第1項
13 役員了解職勧告	○	振興助成法第13条第1項

※1～9までについて、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人の根拠法令は、私学法第152条第6項

※私立学校振興助成法に係る認可事項については、同法の規定により助成を受ける学校法人のみが対象